嘆願書

一、従業時間ヲ八時間制ニスルコト

一、解雇手當ヲ制定スルコト

一年未滿ハ日給ノ四十五日分

一年以上ハ一ケ月ヲ增ス每ニ日給ノ三日分

一、退職手當ヲ制定スルコト

該手當ハ解雇手當ノ半分トスルコト

一、公務負傷ノ爲メ休業スルトキハ日給ノ全額ヲ支給スルコト

工手一同

社長殿

四月一日夜野田律太、大矢省三ハ工場長ト工場ノ事務室デ會見シテ交渉シタ結果四月二日午前八時ニ勞資代表者ハ次ノ如キ覺書ヲ交換シタ